

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第四十号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。